



香取広域市町村圏事務組合公告第2号

香取広域市町村圏事務組合管理者の職務代理者について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項の規定により、令和8年4月30日から当分の間、香取広域市町村圏事務組合管理者職務代理者を次のとおり設置する。

香取広域市町村圏事務組合管理者職務代理者
香取広域市町村圏事務組合副管理者 岩田 利雄

令和8年4月20日

香取広域市町村圏事務組合
管理者 伊藤 友則

